

高島町ふるさと納税返礼品取扱事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税（寄附金）制度により高島町（以下「町」という。）へ寄附をいただいた町外在住の寄附者に対し、お礼の意味を込めて商品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、本町の魅力発信、地元特産品のPR並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品取扱事業者」という。）を募集します。

2 事業概要

- (1) 町の返礼品は、寄附者が寄附金額に応じて返礼品パンフレットや専用のWEBサイトから、希望する商品を自由に選択できる制度を採用します。取扱する商品が、町ふるさと納税の返礼品として認められた場合は、返礼品パンフレットやWEBサイトを通じて広く紹介します。
- (2) 効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理や苦情対応に万全を期すため、町は返礼品取扱業務全般を、指定する委託事業者に委託します。返礼品取扱事業者は、自社商品が返礼品として承認された後、町が指定する下記の委託事業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わす必要があります。

(委託事業者)

事業者名：結デザイン有限会社

本社住所：長崎県島原市上折橋町甲1615-1

代表者名：代表取締役 平野 高史

3 返礼品取扱事業者の要件

返礼品取扱事業者は、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本町が返礼品取扱事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 町内に住所又は主たる事業所を有する法人（以下「町内事業所」という。）、団体又は個人事業主であること。
(ただし、町外事業所が町内事業所と商品開発を行い町内事業所が製造している場合は、町外事業所も認める。)
- (2) 町税等に未納が無いこと。
- (3) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工またはサービスの提供を行っていること。

- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および高畠町暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 高畠町個人情報保護条例および関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

4 返礼品の要件

(1) 3の要件及び平成31年4月1日付け総務省告示第179号の第5条の総務大臣が定める基準に該当を満たす事業者が生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている加工食品、生鮮食品、工芸品等であり、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本町が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

ア 本町内で生産、製造、加工またはサービスの提供を行っているもの。

イ 本町の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。

ウ 品質および数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、取扱期間内において安定供給が見込めるものであること。

エ 食品については、委託事業者および配送業者と調整の上、寄附者に商品到着後少なくとも5日間の賞味（消費）期限が保証されるものであること。

オ 平成28年4月1日付け総務省告示第37号総務大臣通知「地方税法、同法施行法、同法施行規則の改正等について」XIII特記事項2（1）により通知された「ふるさと納税の趣旨」に反せず、公序良俗に反していないこと。

カ 平成29年4月1日付け総務省告示第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。

- ・金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
- ・資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
- ・価格が高額のもの

キ 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。

ク 体験型サービス（代行サービス等も含む）においては、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ・町内および町施設内にてサービスが提供されること。
- ・町内の地域資源を利用していること。
- ・寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後1年程度の有効期限を設けることができること。
- ・天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること。
- ・安全性の配慮に努めること。

ケ 配送が可能な商品等であること。

コ 返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。

写真データ等について、返礼品取扱事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

(2) (1)の規定によらず、町長が特に認めたものについては、返礼品として認める場合があります。

(3) 返礼品の提供価格は、消費税と梱包代、送料を含むものとし、町が定めます。

5 返礼品取扱事業者として登録することの効果

(1) ふるさと納税（寄附金）制度を通じた新たな販売経路ができます。

(2) 「ふるさとチョイス」や「楽天ふるさと納税」等のふるさと納税ポータルサイトに無料で商品を掲載することができます。

(3) 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進、PRを図ることができます。ただし、返礼品取扱事業者によるパンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、商品のみの場合と送料が変動しない範囲とします。

(4) 町のホームページや町が作成・配布（町が委託して作成する媒体を含む。）するふるさと納税（寄附金）パンフレット等に返礼品および事業者名を掲載します。なお、本町がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じてその他の媒体へ情報提供することがあります。

6 募集期間

返礼品取扱事業者の募集は、随時行います。

7 申請方法

「高島町ふるさと納税返礼品取扱事業者登録申請書（様式第1号）」と「②誓約書（様

式第2号)」に必要事項を記入し、関係書類を添え、町に持参または郵送にて提出してください。なお、申請にかかる費用の一切は、返礼品取扱事業者の負担とします。

また、委託事業者が運営するフォームリストに、事業者情報と返礼品を登録してください。

フォームリストURL：<https://yuidesign.jp/formlist/>

8 返礼品取扱事業者の審査結果

- (1) 本町における登録要件に基づき申請内容を総合的に判断し、返礼品取扱事業者登録の可否を審査します。その結果を「高畠町ふるさと納税返礼品取扱事業者登録承認（不承認）通知書」（様式第3号）により返礼品取扱事業者へ通知します。
- (2) 返礼品取扱事業者は、返礼品取扱事業者登録決定後に、登録した企業情報内容を変更・辞退する場合は、「高畠町ふるさと納税登録内容変更届出書」（様式第4号）にて速やかに町に提出すること。なお、変更・辞退で発生する費用は返礼品取扱事業者の負担とします。

9 返礼品取扱事業者の登録取消

- (1) 町は、登録された返礼品取扱事業者または返礼品が次のいずれかに該当した場合、当該事案を審査します。審査の結果、継続が認められないとの判断に至った際は、当該返礼品取扱事業者に対し、「高畠町ふるさと納税返礼品取扱事業者登録取消通知書」（様式第5号）を送付します。
 - ア 本要領3および4に定める要件に適合しなくなったと認める場合
 - イ 提出書類に虚偽があった場合
 - ウ 町に損害を及ぼす行為があった場合
- (2) (1)の規定にかかわらず、返礼品取扱事業者が倒産した場合は、町は通知書を送付せず、取り消しができるものとします。

10 個人情報の保護

返礼品取扱事業者は、個人情報の取扱いについて、高畠町個人情報保護条例および関係法令を遵守してください。提供された寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

11 返礼品取扱事業者および返礼品の評価及び見直しについて

- (1) 返礼品取扱事業者および返礼品については、返礼品取扱事業者登録決定通知書の

有効期限内であっても原則として毎年評価見直しを行います。

- (2) 見直しは全返礼品の年間の注文数等を目安とし、注文数が少ない返礼品については、委託事業者を通じて返礼品取扱事業者と協議を行い、入替えについて検討します。
- (3) 町は、その他必要に応じて委託事業者と見直しの協議を行うことがあります。

1 2 その他 の留意事項

- (1) 返礼品取扱事業者資格の有効期限は、認定された日から当該年度の年度末の日までとします。ただし、当該年度の2月28日までに「高畠町ふるさと納税登録内容変更届出書」(様式第4号)において辞退の申し出が無い場合、原則として自動継続とします。

なお、町のイメージを損なう事態を招いた場合は、町は期限内であっても登録を取り消すことがあります。

- (2) 返礼品取扱事業者は、返礼品決定後、本町が契約する委託事業者より業務のために必要とする書類や画像等の提供依頼があった場合には、別途委託事業者へ提出してください。
- (3) 本町がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じて返礼品取扱事業者へ返礼品見本の提供のお願いをすることがあります。
- (4) 製造物責任法(PL法)の対象となる製造物は、保険加入を原則とします。
- (5) 返礼品取扱事業者は、返礼品の発送の遅延、発売中止、品質および発送過程での事故等の問題が発生した場合には、速やかに委託事業者へ報告してください。
- (6) 返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、返礼品取扱事業者の責任において処理を行うものとします。また、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について速やかに委託事業者へ報告してください。なお、品質等による保証については、返礼品取扱事業者が行うこととします。
- (7) 登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に取扱をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (8) ふるさと納税制度および返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 3 申込み・問い合わせ先

〒992-0392 高畠町大字高畠436 高畠町商工観光課 商工ブランド戦略係
☎0238-52-1149 FAX0238-52-1543 ✉: brand@town.takahata.yamagata.jp